

○車両の管理に関する訓令

(平成 12 年 6 月 23 日静岡県警察本部訓令第 18 号)

(目的)

第 1 条 この訓令は、静岡県警察が使用する自動車及び一般原動機付自転車（以下「車両」という。）の適正な管理と運用を図り、あわせて車両による事故を防止するため必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第 2 条 車両、車両の付属品、工具その他車両維持に必要な物品（以下「車両等」という。）の管理と運用については、別に定めるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(車両の配置)

第 3 条 車両は、所属に配置する。ただし、総務部長は警察運営上必要がある場合は、車両の全部又は一部を集中運用することができる。

(管理責任者)

第 4 条 所属長（以下「管理責任者」という。）は、その所属に配置された車両（有料借上車両を含む。以下同じ。）の管理について責任を負うものとする。

2 管理責任者は、配置された車両の有効な活用に努めなければならない。

3 管理責任者は、所属職員に対し車両の事故防止のために必要な事項を教養しなければならない。

4 管理責任者は、車両ごとに道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）第 49 条に規定する点検整備記録簿（以下「点検記録簿」という。）及び運転記録簿（様式第 1 号から様式第 6 号まで。以下「記録簿」という。）を備え付けなければならない。

(安全運転管理者等)

第 5 条 管理責任者（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「道交法規則」という。）第 9 条の 8 で定める台数以上の自動車を使用する所属に限る。）は、所属職員の中から自動車の使用の本拠ごとに道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。）第 74 条の 3 に規定する安全運転管理者等を選任するものとする。この場合において、県本部（機動警ら課及び執行隊を除く。）で使用する自動車に係る安全運転管理者等については、県本部会計課長（以下「会計課長」という。）が指定する所属の管理責任者が所属職員の中から選任するものとする。

2 安全運転管理者は、道交法規則第 9 条の 10 に規定する事項を処理するほか、車両等の効率的な管理に努めるものとする。

3 副安全運転管理者は、安全運転管理者が行う業務を補助するものとする。

(整備管理者)

第6条 管理責任者（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「車両法規則」という。）第31条の3で定める台数以上の自動車を使用する所属の長に限る。）は、所属職員の中から車両法第50条に規定する整備管理者を選任するものとする。この場合において、県本部（機動警ら課及び執行隊を除く。）で使用する自動車に係る整備管理者については、会計課長が指定する所属の管理責任者が所属職員の中から選任することとする。

- 2 整備管理者は、車両法規則第31条の4に規定する資格を有する者の中から選任するものとする。
- 3 整備管理者は、次の業務に従事するものとする。
 - (1) 車両担当者に日常点検の実施方法を指導して実施させ、記録簿の所定欄に記入させるほか、必要により自ら実施して点検状況を確認する。
 - (2) 日常点検の結果に基づいて、その車両が安全に運行できるか否かを判断する。
 - (3) 車両法第48条に定める定期点検整備（以下「定期整備」という。）の実実施計画を立て実施するほか、随時必要な点検を実施し、その結果を点検記録簿に記入する。
 - (4) 車庫の洗車設備、作業用器具、工具等を管理する。

（車両担当者）

第7条 管理責任者は、別に定める運転技能検定に合格した職員（以下「有資格者」という。）の中から、車両（集中運用車両を除く。）ごとに車両担当者を2人以上指名しなければならない。ただし、次の場合は1人とすることができる。

- (1) 自動二輪車及び一般原動機付自転車
 - (2) 1人勤務の交番等に配置されている車両
- 2 車両担当者は、車両の日常点検及び車両の運転に従事するとともに、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 車両を有事に備え常に整備しておくこと。
 - (2) 車両の性能、特長等を十分に理解し、運行に際しては燃料の節約に努めるなど、環境の浄化に配慮すること。
 - 3 整備管理者を置かない所属にあつては、車両担当者が、整備管理者の業務を行うものとする。
 - 4 車両担当者は、毎月、記録簿のうち様式第2号にあつては様式第3号を、様式第5号にあつては様式第6号を添えて次に掲げる者（以下「記録簿確認者」という。）に提出し、決裁を受けるものとする。
 - (1) 課等にあつては、当該車両を管理する係の補佐等
 - (2) 署にあつては、当該車両を管理する課の課長

（車両の塗色及び表示）

第 8 条 警ら用無線自動車及び小型警ら車並びに交通用車両で四輪のものの車体の塗色は、上部を白色、下部を黒色とし、両側面の白色の下縁に黒字で「静岡県警察」と表示するものとする。ただし、車種によりこれにより難いときはこの限りでない。

2 前項前段の場合において必要があるときは、本部長の承認を受けて車体の後部又は両側面に所属名等を表示することができる。

(日常の点検)

第 9 条 車両担当者又は車両を使用する職員は、車両の日常点検を行い、不具合箇所の早期発見に努め、不具合箇所を認めたときは、速やかに、管理責任者又は整備管理者に報告し、修繕等適切な処置を講ずること。

(使用後の点検)

第 10 条 車両担当者又は車両を使用した職員は、車両の使用後異常の有無を確認するとともに、点検、清掃等を行わなければならない。

(一斉の点検)

第 11 条 管理責任者は、車両の一斉点検を年 2 回以上実施しなければならない。

2 一斉点検の点検官は、原則として次席等をもって充てる。

(車両の運転)

第 12 条 車両は、有資格者でなければ運転してはならない。ただし、管理責任者が職務遂行に当たって、特に必要と認めて運転させる場合は、この限りでない。

(記録簿の整理)

第 13 条 車両を使用した職員は、記録簿に車両の使用状況を記入しなければならない。

2 記録簿確認者は、第 7 条第 4 項の規定により提出された記録簿について、必要な事項が適正に記載されているかどうかを確認しなければならない。

(格納)

第 14 条 車両は、車庫又は管理責任者が指定した場所に格納し、火災、盗難等の事故防止に努めなければならない。

2 車両の鍵は、管理責任者の指定する方法で保管するものとする。

3 執務時間外（休日（静岡県の休日を定める条例（平成元年県条例第 8 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）及び平日（休日以外の日をいう。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間以外の時間帯をいう。）における車両の鍵は、当直責任者（署にあっては警察署当番責任者。以下同じ。）が保管するものとする。

4 当直責任者は、翌日、車両の鍵を管理責任者に引き継ぐものとする。ただし、翌日が休日の場合は、次の当直責任者に引き継ぐものとする。

(燃料の補給)

第 15 条 燃料の補給は、物品購入等に係る契約事務処理要領（昭和 54 年静岡県出納事務局長通達用第 80 号）第 30 条に規定する自動車用燃料給油伝票（様式第 7 号）又は自動車用燃料給油カードの交付を受けこれにより給油するものとする。

(車両の整備区分)

第 16 条 車両の整備は、車検整備、定期整備及び臨時整備とする。

2 車検整備は、継続検査を受けるため車両法第 62 条に基づいて行うものとする。

3 定期整備は、車両法第 48 条に基づいて行うものとする。

4 臨時整備は、車両の損傷、改造等のため必要な箇所について行うものとする。

(整備の要求)

第 17 条 車両の整備を必要とするときは、県本部所属にあつては会計課長、署にあつては管理責任者へ要求するものとする。

(整備箇所の確認)

第 18 条 車両担当者その他の職員は、車両の整備が完了し車両を受領するときは、整備箇所の確認をしなければならない。

(車両事故報告)

第 19 条 管理責任者は、車両の損傷事故が発生したときは、速やかに、その概要を本部長に報告しなければならない。

(調査及び報告)

第 20 条 総務部長は、必要があると認めるときは、車両等の管理状況について調査及び報告を求めることができる。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 車両の管理に関する訓令（昭和 42 年県本部訓令第 4 号）は、廃止する。

附 則(平成 13 年 5 月 22 日県本部訓令第 13 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 26 日県本部訓令第 27 号)

この訓令は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日県本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 26 日県本部訓令第 22 号)

この訓令は、平成 18 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 11 日県本部訓令第 50 号)

この訓令は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 23 日県本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日県本部訓令第 11 号)

- 1 この訓令は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の車両の管理に関する訓令様式第 3 号及び様式第 6 号により作成されている用紙は、平成 23 年 3 月 31 日までの間、調整して使用することができる。

附 則(平成 25 年 3 月 8 日県本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 3 日県本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 17 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日県本部訓令第 24 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 20 日県本部訓令第 37 号)

この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。